

トランクルーム賃貸契約書

契約年月日:平成 年 月 日

所在地(A)	奈良県香芝市五位堂四丁目250番地		
名称(B)	ハートピア	タイプ	A・B・C・D・E
		ルーム番号	- 号室
契約条件	保証金(C)	金 円(賃貸料の3か月分)	
	使用料(D)	(月額) 金 円/月	
	共益金(E)	(月額) 金 円/月	
	振込先(F)	南都銀行 香芝支店(430) 口座(普通)567440 名義 株式会社 スギタ	りそな銀行 香芝支店 口座(普通)5477001 名義 株式会社 スギタ
		お振込時は振込名には「契約者のお名前」を必ずご記入下さい。	
契約期間(G)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
特約事項	施錠鍵	本人預かり・当社預かり	

貸主 (甲)	住所	奈良県香芝市五位堂四丁目250番地		
	氏名	株式会社 スギタ 代表取締役社長 杉田 博		印
	電話	0745(71)1080,(76)6662 Fax 0745(77)9860		
借主 (乙)	住所			
	氏名			印
	電話			
連帯 保証人	住所			
	氏名			印
	電話			
立会人				

特記事項:本契約における保証金は返金がありません。

但し、短期の場合(1ヶ月以内の場合)は保証金は1ヶ月分頂きます。

貸主(甲)と借主(乙)とは末尾記載の収納室使用について次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、表記Aに表記する収納室を賃貸する。

第2条 本契約の期限は表記Gに表示する1年間とし甲・乙双方に異議がなければ本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による収納室の使用料金は表記Dに表示する金額とし、乙は毎月末迄にその翌月分を甲の指定する表記Fに記する金融機関に口座振込みとする。本契約が月の途中で終了した時でも終了月分全額を支払う。ただし、入室時はその月の賃料は日割り計算する。

第4条 乙は本契約締結時に保証金として表記Cの金額を甲に支払い、特記なきものは返還を求められないものとする。(第5条に基づき、甲が解約を予告する場合を除く。)
但し、乙に債務不履行があるとき、それに基づく損害を別途賠償しなければならない。また、使用期間中に乙が設備に損傷させた場合は甲に対し、保証金から鍵新設費用を差し引いた額を超える場合は実費修理費を支払わなければならない。

第5条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約する場合は1ヵ月以前にそれぞれ相手方に対し、文面をもって予告をしなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1ヵ月分の収納室の使用料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約する事ができる。

第6条 乙はこの収納室使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させる事はできない。

第7条 甲は、乙が第3条による支払い義務の履行を怠った時、または本契約の条項に違反した時は、何等の催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解除する事ができる。

第8条 甲は物件の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切の損害について甲はその責を負わない。乙は必要に応じて、任意に収納物品に対して損害保険に加入する。

第9条 乙または乙の関係者の故意または過失により本収納室及びその付帯設備並びに他の契約者の品物等に損害を与えた時、乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第10条 乙は本収納室に如何なる場合にも危険物や有毒物質、液体、固体燃料及び引火性のある物質は持ち込む事はできない。(石油ストーブなどは空焚きを完全に行ったものは収納を認める。)

第11条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその荷物を他所へ搬出すると同時に、貸与した施錠用鍵を返却すること。
乙が本契約終了後、または2ヵ月間、賃借料を滞納している場合においては、甲は乙

に連絡をとるが、連絡がとれない場合を含み、その荷物その他の物件を残置している場合は、甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。

この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。または乙が本収納室を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を直ちに抹消しなければならない。

第 12 条 将来、公租公課の増額、物価の高騰あるいは収納設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第 3 条の収納室使用料金を改訂する事ができる。

第 13 条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約事項)

1.借主は表記Aの収納室より退去の際には本契約を解約する。

2.借主は収納室使用規則及び借主が定めた事項を遵守する。

3.収納室を事務所として使用する場合の条件

1) 事務所内は、ガス・水道の使用はできない。

2) 火災の安全対策(消火器設備等)ができていれば暖房器具等の設置は許可します。

3) 共益費(表記共益費Eとは別)として、1 部屋当月額 金 _____ 円が必要です。

4) 電気料金は各戸(部屋)個人負担とする。

5) 乙が自ら行った造作物等については、解約時に原状に回復する。

6) 火災保険は必ず契約していただきます。

7) 使用目的、屋号、代表者(法人の場合)は下記の通りとするが、借主連絡先等の変更があった場合、借主若しくは管理会社に即時に連絡するものとする。

業種

用途

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

株式会社スギタ(トランクルーム・ハートピア)御中

倉庫利用念書

トランクルーム・ハートピアルームの利用に関して私は下記事項を厳守いたします。

収納室内の荷物の管理等は、借主で行う。また、収納室内での荷物の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。

1. 契約されている部屋を離れる場合には、必ず鍵をかけ、盗難について貸主は責任を負わない。なお、鍵(キー)を紛失した場合は速やかに貸主に連絡し、鍵本体の新調実費を借主は負担すること。貸与する鍵(キー)の複製は絶対行わないこと。

2. 敷地内では、他人の迷惑になるような騒音等を発生させない。特に深夜、早朝の出入りにあたっては、事前に貸主に連絡し、指示を受け近隣住人に迷惑にならないように心掛ける。

(構内入り口は貸主が施錠しているので、必ず連絡が必要である。)

営業時間(定休日以外):原則として AM9 時 ~ PM9 です。

3. 敷地内の車での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。また建物内の1階通路に入る場合は、大型荷物の搬入・搬出時のみとする。その他の場合は所定の場所に駐車すること。また、通路などでの車の空吹かし、アイドリングは一切行わないこと。

4. 建物内部に設置されている荷物用リフトの使用は、貸主の承諾、指示なく操作してはならない。(トランクルームの2階は土足厳禁です。)

5. 建物内部は定期的に消毒(貸主は害虫などの駆除用薬品名:市販くん煙殺虫剤バルサン、成分ペルメトリン、ジクロルス)を行うので食料品や消毒薬で損傷を受ける物品などは収納しないこと。

6. 火気の取扱いについて十分注意して、次の事項を厳守すること。

常に火災の予防に注意して発火性のある物質及び爆発性のある物質、その他危険物(毒物なども含む)を一切持ち込まない。

建物内部、構内は禁煙のため、事務所の所定場所以外では禁煙のこと。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

平成 年 月 日

(借主)住所

(借主)氏名

印